

見積依頼書

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 今西 耕平

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
6PRX1GE00150	6PSF1A20009 0001		E8-8				
品名 または 件名							
水質検査（下水）役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST				0		
納地または工事場所				引渡場所			
関東処 用賀支				用賀支 総管理課 営繕班			
搬入場所				納期または工期			
用賀支 総管理課 営繕班				令和9年3月31日（水）			

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計課事務室（ホームページ https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga/keiyaku_top.html）

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない

提出日時場所：令和8年6月2日（火）10時00分 会計課事務室

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

- 令和8年6月2日（火）10時00分までに見積書の提出をお願いします。

提出の方法は下記のメールアドレスへ見積書等のデータを送信すること。

この際、電話で一報を入れるようお願いいたします。（※FAXも可とする）

- 参加する者に必要な事項

契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。

- 見積りの方法

見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載してください。

- 見積書の無効

ア 注意事項に示した参加する者に必要な資格のない者が提出した見積書

イ 見積金額が明瞭でない見積書及び見積りした者が誰であるか識別しがたい見積

- 本方式は随意契約を前提として見積依頼（オープンカウンター方式）であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって 申し込みをした者を契約の相手方とします。

- 見積書の提出をもって「駐屯地標準契約書（物品売買契約条項又は役務請負契約条項）」、「談合等の不正行為に関する 特約条項」および「暴力団排除に関する特約条項」の内容について誓約したものと見なします。

この際、下記のメールアドレスへデータを送信し、電話で一報を入れるようお願いいたします。

- 契約手続きに関する問い合わせ先

〒158-0098 東京都世田谷区上用賀1-20-1

陸上自衛隊関東補給処用賀支処 総務部会計課契約班

担当：根本 TEL：03-3429-5241（内線 373）

FAX：03-3429-5245

MAIL：youga-eadep@inet.gsdf.mod.go.jp

※仕様については 営繕班 楡井（内線322）までお問い合わせください。

表紙含：(3枚)
仕様書番号：第 E 8 - 8 号
作成年月日：令和 8 年 4 月 1 0 日
作成部隊名：関東補給処用賀支処
総務部管理課

水質検査(下水)役務
仕 様 書

件名	水質検査(下水)役務	図面番号	1 / 3
図面名称	表紙	縮尺	

仕 様 書

- 1 件 名
水質検査(下水)役務
- 2 場 所
東京都世田谷区上用賀1丁目20番1号 陸上自衛隊用賀駐屯地
- 3 実施期間
契約日～令和9年3月31日
- 4 概 要
下水道法第12条の11及び水質汚濁防止法第14条に基づき水質検査(下水)を実施する。
- 5 予定数量(検体数)
4回(1回につき2検体)
(1回目については令和8年 6月中
2回目については令和8年 8月中
3回目については令和8年11月中
4回目については令和9年 2月中の実施を基準とする)
- 6 検査内容
下水道法第12条の11及び水質汚濁防止法第14条に基づき、以下の検査項目を実施するものとする。
(検査項目については、表「検査項目」参照)
表「検査項目」

	検 査 項 目	基 準 値
1	水素イオン濃度指数 (PH)	5.0～9.0
2	銅 (Cu)	3mg/l
3	鉄 (Fe)	10mg/l
4	亜鉛 (Zn)	5mg/l
5	マンガン (Mn)	10mg/l
6	クロム (Cr)	2mg/l
7	鉛 (Pb)	0.1mg/l
8	カドミウム (Cd)	0.03mg/l
9	シアン (CN)	1mg/l

件 名	水質検査(下水)役務	図面番号	2 / 3
図面名称	仕 様 書	縮 尺	

7 検査測定

検査結果で基準値を超える項目が発生した場合は、直ちに官側に報告し、対応を協議するものとする。

8 採水方法

採水・回収に関する容器等消耗品は、受注者の負担とし、官側が採水した検体を受注者が回収するものとする。

9 完了検査

検査結果報告書等の提出をもって完了検査実施とする。



案内図 1 / 75000

件名	水質検査(下水)役務	図面番号	3 / 3
図面名称	仕様書・案内図	縮尺	